

下 豊 北 地 第 4 1 0 号  
令 和 4 ( 2 0 2 2 年 ) 4 月 1 日

株式会社道の駅豊北  
代表取締役 久保 和宏 様

下関市長 前 田 晋太郎



下関市豊北地区集客施設に係る利用料金の承認について

令和4年3月30日付けにて承認願のありました標記の件について、下記のとおり承認いたしましたので、通知いたします。

記

1 利用料金

(1) 常時使用 (1年又はこれに準じる期間にわたる物品の販売を目的とした使用に限る。)

利用料金として、別表1に掲げる物品の区分に応じ、当該常時使用許可に係る各物品の売上金額に同表に定める割合を乗じて得た額 (当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。) の合計額 (以下「売上割額」という。) とする。

(2) 一時使用 (常時使用以外の使用)

利用料金として、別表2に定める額とする。

別表1

常時使用許可における物品の売上金額に乗じる割合

区 分		陳列設備物品	通常物品
農林水産食品 及び花き	豊北町区域内で生 産又は水揚げされ たもの	20%	15%
	豊北町区域以外の 区域で生産又は水 揚げされたもの	25%	20%
加工食品	豊北町区域内で加 工されたもの	25%	20%
	豊北町区域以外の 区域で加工された もの	30%	25%
集客施設内で調理等を行い提供さ れる飲食物		20%	15%
その他の物品	豊北町区域内で製 造等されたもの	30%	25%
	豊北町区域以外の 区域で製造等され たもの	35%	30%

## 備考

1. 「陳列設備物品」とは、冷蔵設備、冷凍設備、水槽等に陳列して販売する物品をいう。
2. 「通常物品」とは、陳列設備物品以外の物品をいう。
3. 「豊北町区域」とは、下関市役所総合支所設置条例（平成17年条例第13号）に規定する下関市役所豊北総合支所の所管区域をいう。

別表2

一時使用許可に係る利用料金

区 分		利 用 料
屋内の 使用	販売等又は営利 を目的とした 行為	売上割額と、使用許可を受けた面積1平方メートルにつき1週間当たり410円で算出して得た額とを比較していずれか高い額
	その他の行為	使用許可を受けた面積1平方メートルにつき1日当たり50円
屋外の 使用	販売等又は営利 を目的とした 行為	売上割額と、使用許可を受けた面積1平方メートルにつき1週間当たり150円で算出して得た額とを比較していずれか高い額
	その他の行為	使用許可を受けた面積1平方メートルにつき1日当たり20円

備考

1. 使用許可を受けた面積が1平方メートル未満であるとき、又は当該面積に1平方メートル未満の面積があるときは、当該1平方メートル未満の面積を1平方メートルとして計算する。
2. 販売等又は営利を目的とした行為を行う場合において、使用許可を期間が1週間に満たないとき、又は当該期間に1週間に満たない期間があるときは、当該1週間に満たない期間を1週間として計算する。